

衆議院文部科学委員会ニュース

【第198回国会】令和元年5月22日（水）、第16回の委員会が開かれました。

1 文部科学行政の基本施策に関する件

- ・柴山文部科学大臣、鈴木国務大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当）、白須賀文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）馳浩君（自民）、稲津久君（公明）、中川正春君（立憲）、城井崇君（国民）、畑野君枝君（共産）、杉本和巳君（維新）、吉川元君（社民）、笠浩史君（未来）

（質疑者及び主な質疑事項）

馳浩君（自民）

- （1） 高等学校における中途退学問題
 - ア 毎年度の中途退学者数及び中途退学の理由
 - イ 中途退学後の状況に関する調査の有無
 - ウ 中途退学者対策をきめ細かく行う必要性
 - エ 不登校生徒、中途退学者、外国人生徒及び発達障害生徒の受け皿としての通信制や定時制課程の在り方について制度改正を含めて検討する必要性
 - オ 中途退学問題を踏まえた、高等学校教育の充実に向けた柴山文部科学大臣の決意
 - カ 中学校における進路指導の改善、高等学校における魅力ある授業の実施など、高等学校への入学前及び入学後の両方を見据えた取組を行う必要性
 - キ 高等学校教育をより専門性の高いものとするため、教員の自己研鑽や、外部人材の活用に向けて地方公共団体と民間団体との連携を推進する必要性
- （2） 小学校における教科担任制の導入
 - ア 第5、第6学年において教科担任制を導入した場合の教職員定数（基礎定数）
 - イ 導入に当たり必要となる法令改正
 - ウ 小学校の教員が一週間で担当する平均授業時数及びその妥当性
 - エ 標準授業時数
 - a 最低基準であることの確認
 - b 最低基準であると位置付けられた時期及び背景
 - c 教員の働き方改革を進めるために最低基準との位置付けを見直す必要性
 - d 学校におけるICT化を推進することなどにより、標準授業時数の弾力化を進める必要性
- （3） 日本遺産
 - ア 地域の資産としての活用状況、経済波及効果の検証状況及び文化庁による認定後のフォローアップの状況
 - イ 本来、地域の歴史、文化、伝統などをパッケージとして後世に伝えるための取組である同制度の趣旨に鑑み、文化庁及び関係省庁がフォローアップに注力する必要性
- （4） 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）の見直しに向け、不登校児童生徒の学校復帰を前提とした文部科学省通知の修正等が求められていることに対する文部科学省の取組状況

稲津久君（公明）

- （1） 外国人児童生徒への支援の在り方
 - ア 公立学校に在籍する外国人児童生徒に対する文部科学省の支援状況
 - イ 未就学の外国人児童生徒の就学促進に向けた取組及び実態把握の方法

- ウ 外国人児童生徒の高等学校への進学促進に向けた取組
 - エ 高等学校に在籍する外国人生徒が中途退学しないよう、学習支援やキャリア支援等を行う必要性
 - オ 外国人児童生徒の教育に関する今後の施策の在り方
- (2) 小学校における教科担任制について、現段階の導入状況及び今後の検討スケジュール

中川正春君（立憲）

- (1) 白須賀文部科学大臣政務官が緊急事態発生に備えるいわゆる「在京当番」（以下「在京当番」という。）の日に都外に滞在していた事案
- ア 文部科学省の在京当番ルールにおける想定を緊急事態発生から徒歩でおおむね1時間以内の参集とする必要性
 - イ 平成15年11月21日の閣議了解「緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について」において定められた事項を白須賀文部科学大臣政務官が遵守していたか否かの確認
 - ウ 本事案を受けての白須賀文部科学大臣政務官に対する柴山文部科学大臣の指示や注意
- (2) 学校の適正配置
- ア 少子化の進行を踏まえた学校配置の在り方
 - イ 学校の適正規模や適正配置に係る文部科学省のビジョン
- (3) 高等学校卒業者の都市部への人口流出の状況及び対応策
- (4) 大学の在り方
- ア 今般の大学等改革が地方の中小規模の私立大学の経営の圧迫要因となる懸念
 - イ 地方大学の役割として、産学連携の促進のみならず地方創生を担う人材育成を重視する必要性
 - ウ 民間企業による大学の研究開発費に係る投資が少ない現状を踏まえ、研究分野における大学の役割を整理する必要性

城井崇君（国民）

- (1) 白須賀文部科学大臣政務官が在京当番日に都外に滞在していた事案
- ア 白須賀文部科学大臣政務官による正式な謝罪の必要性
 - イ 柴山文部科学大臣の監督責任
- (2) 大学入学共通テストへの英語の民間試験導入
- ア 「全国言友会連絡協議会」の要請を踏まえた吃音者への対応
 - イ 公平公正な試験実施体制を確保するための試験実施上の懸念事項への対応策
 - ウ 柴山文部科学大臣によるスピーキングテストの視察の実施状況
- (3) 「大学等における修学の支援に関する法律」施行後の授業料減免の在り方に関し、文部科学省として中間所得層への支援の充実に係る概算要求等を行う必要性
- (4) 2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会のボランティア
- ア 専門性の高いボランティアが労働基準法上の労働者に該当するか否かの確認
 - イ 大会組織委員会の負担により、ボランティア全員がボランティア保険に加入することの確認
- (5) 大学在学中における奨学金返済猶予制度の悪用による「返済逃れ」の実態及び対応策

畑野君枝君（共産）

- (1) 外国人児童生徒に対する日本語指導
- ア 外国籍で義務教育年齢に該当する児童生徒の総数及び未就学状態の児童生徒の総数
 - イ 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」において日本語指導が必要か否かを

判断する基準

- ウ 日本語指導のための教職員定数の大幅増を迅速に行う必要性
- エ 夜間中学において日本語指導のために独自の教職員の基礎定数化や加配措置を実施する必要性
- (2) 幼児教育類似施設に対する国と地方公共団体が協力した財政支援の在り方に関する検討の結果を早急に示す必要性
- (3) 新国立競技場の建設現場における外国人労働者の労働環境の実態についての国際建設林業労働組合連盟の報告
 - ア 文部科学省としての具体的な対応
 - イ 持続可能性に配慮した調達コードに反する懸念

杉本和巳君（維新）

- (1) 教育費の補助を現金支給ではなくバウチャー制度で行うことについての文部科学省の評価
- (2) ギャンブル等依存症に関する教育上の取組
 - ア ギャンブル等依存症指導参考資料を高等学校の教員に配布した意図
 - イ 依存症対策の指導が高等学校の保健体育において実施されることの確認
 - ウ パチンコ等によるギャンブル等依存症に対する予防教育についての柴山文部科学大臣の認識
- (3) 大学入学共通テストへの英語の民間試験導入
 - ア 受験できる回数を2回までとした根拠
 - イ 送付した成績の平均点と最高点のどちらが活用されるかの確認

吉川元君（社民）

私立大学等における学部単位での事業譲渡

- ア 政府が省令改正により事業譲渡を促進する理由
- イ 事業譲渡の円滑化により確保される多様性の内容
- ウ 政府が促進する真の理由が大学の赤字不採算部門の整理を容易にするためのものである可能性
- エ 法改正を不要とする根拠
- オ 学校教育法第4条第1項を事業譲渡の根拠とすることの是非
- カ 教育施設等の同一性の保持により在学生の不利益を予防できることの確認
- キ 在学生のカリキュラムが変更されないことの確認
- ク 事業譲渡に際し求められる在学生への説明の機会及び内容
- ケ 事業譲渡に伴い譲渡元の在学生の学費が値上げされる可能性

笠浩史君（未来）

大学入学共通テストへの英語の民間試験導入

- ア 各民間試験の具体的な開催時期・場所等が決定・公表される時期
- イ 各国立大学における活用予定
- ウ 民間試験の成績を活用しないとする国立大学の理由に対する文部科学省の認識
- エ 民間試験の受検料負担減免措置の必要性
- オ 経済的負担の軽減の必要性についての柴山文部科学大臣の見解

2 日本語教育の推進に関する法律案起草の件

- ・ 馳浩君外6名（自民、立憲、国民、公明、維新、社民、未来）から起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者中川正春君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。

- ・柴山文部科学大臣並びに提出者馳浩君（自民）、中川正春君（立憲）及び笠浩史君（未来）に対し発言がありました。
（発言者）畑野君枝君（共産）
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。
（賛成—自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社民、未来）

（発言者及び主な発言内容）

畑野君枝君（共産）

- （１） 外国人児童生徒に係る就学実態の把握及び教育機会の提供の観点における本起草案の意義
- （２） 日本語教育の推進に係る体制強化の方法
- （３） 本起草案第7条第1項で定める「日本語教育を行う機関」に、外国人児童生徒の母語で教育を行う外国人学校が含まれることの確認
- （４） 平成30年に成立した「出入国管理及び難民認定法の一部改正」により創設された在留資格「特定技能」を有する者に対する日本語教育が確実に実施されるための本起草案における対応
- （５） 法務省告示で基準が定められている日本語教育機関が安価な労働力の供給源となっている実態に対する本起草案による対応
- （６） 義務教育を受けるべき年齢にある外国籍の児童生徒に対する教育の在り方についての柴山文部科学大臣の見解